

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト

米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型 (グローバル・マルチアセット戦略)ファンド

ケイマン籍契約型公募外国公社債投資信託(単位型)

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第4期

(2023年 1 月 1 日)
{
(2023年12月31日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト - 米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型(グローバル・マルチアセット戦略)ファンド(以下「ファンド」または「サブ・ファンド」といいます。)は、このたび、第4期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

◆管理会社

シティグループ・ファースト・
インベストメント・マネジメント・リミテッド

◆代行協会員

シティグループ証券株式会社

目 次

	頁
I. 運用の経過等	1
II. 直近10期の運用実績	6
III. ファンドの経理状況	8
IV. お知らせ	23

(注1) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、2024年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=156.90円）によります。以下同じです。

(注2) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、2020-01受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、1月1日に始まり同年の12月31日に終了する1年をいいます。ただし、第1会計年度は、2020年1月22日から2020年12月31日までの期間をいいます。なお、サブ・ファンドの運用開始日は、2020年1月22日です。

(注5) 本運用報告書（全体版）において別段の定義がある場合を除くほか、サブ・ファンドに係る交付運用報告書において定義される用語および表現は、本書において同一の意味を有します。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍契約型公募外国公社債投資信託（単位型）
信託期間	後記「繰上償還」の項に記載される規定に従い、または有価証券報告書に記載されるその他の状況において、早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、（i）受益者に3か月前までに通知を行うことにより、管理会社はその単独の裁量においてサブ・ファンドの終了を決定する日、または（ii）償還日のうち、最も早く到来する日に終了します。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が販売会社と協議の上合意したこれよりも早い日をいいます。 また、管理会社が（i）ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または（ii）サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実行不可能であり、もしくは実行不可能となる見込みであるとして、管理会社はその単独の裁量により決定する場合（本インデックスおよび／もしくは本債券へのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、もしくは有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含みます（ただし、これらに限られません。）。）、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができます。
繰上償還	サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了します。 (a) 当該サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、当該サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくは当該サブ・ファンドの受益者の利益に反する場合 (b) 前記「信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合 (c) 任意または強制的買戻しのいずれかを問わず当該サブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合 (d) 当該サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合 (e) 信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合
運用方針	債券発行会社※ ¹ が発行するシティグループ社債に主に投資することで、満期時※ ² の投資元本の確保とシティ※ ³ が開発した本インデックスのパフォーマンスに連動した収益の獲得を目指します。 ※1 シティグループ・インクによる保証が付されます。 ※2 ファンドの満期前においては、元本が確保されるものではありません。また、米ドル建てでの元本の確保を目指しますが、為替変動の影響を受け円換算後では投資元本に対して損失が発生する場合があります。 ※3 インデックス・スポンサーである、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドを指します。
主要投資対象	元本確保型債券
サブ・ファンドの運用方法	サブ・ファンドは、信託期間※約5年の単位型投資信託です。債券発行会社が発行するシティグループ社債に主に投資することで、満期時の投資元本の確保とシティが開発した本インデックスのパフォーマンスに連動した収益の獲得を目指します。 ※「信託期間」は、各クラスの運用開始日から満期日までを指します。「満期日」は、2020-01受益証券については2025年1月23日または管理会社が決定するその他の日をいいます。 サブ・ファンドは、特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率（10パーセント）を超える（特定の発行体によって発行される）支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。 サブ・ファンドは、シティグループ社債に集中して投資を行うため、債券発行会社、債券保証会社および他の関連主体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

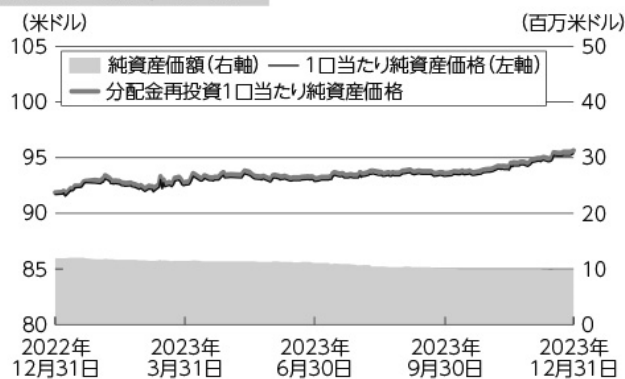
<p>主な投資制限</p>	<p>管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行いません。</p> <p>(a) 株式もしくは株式関連の有価証券を取得し、または出資に対する投資をすること。</p> <p>(b) サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはサブ・ファンドの補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとします。）。</p> <p>(c) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。</p> <p>(d) 管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られません。）受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。</p> <p>(e) 空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。</p> <p>(f) 有価証券報告書「借入れ方針」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。</p> <p>(g) 株式もしくは株式関連の有価証券に投資する契約型投資ファンドに投資することまたは会社型投資ファンドに対して出資に対する投資をすること。</p> <p>(h) 金融商品取引法第2条第20項の意味におけるデリバティブ取引または類似の取引（新株予約権証券およびオプションまたは他のデリバティブの特徴を表示する証書を含みます。）を行うこと。</p> <p>(i) 一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、(a) 有価証券および (b) 金銭債権について、その総額（以下「債券等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該 (a) 有価証券および (b) 金銭債権を保有すること。（注：担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、当該主体に対するサブ・ファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができます。）ただし、サブ・ファンドの計算におけるシティグループ社債に対する投資は、債券等エクスポージャーに含まれません。</p> <p>サブ・ファンドは、特化型運用を行います。サブ・ファンドは、シティグループ社債に集中して投資を行うため、当該債券の債券発行会社、債券保証会社および他の関連主体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。</p>
<p>分配方針</p>	<p>サブ・ファンドは、2020-01受益証券に関しては2021年1月25日、2022年1月25日、2023年1月25日および2024年1月25日または管理会社が決定する当該他の日（以下「分配基準日」といいます。）以降、分配を行う予定です。サブ・ファンドの現在の分配方針は、最初の分配期間については、2020-01受益証券の場合、2020年1月22日または管理会社が決定する当該他の日（「払込日」）、またはそれ以降については前分配基準日の翌日から、分配基準日まで（当日を含みません。）の期間（「分配期間」）に関して、本債券に関して受領するすべての年次利息（もしあれば）（本書において「分配金額」といいます。）を支払うことです。管理会社は、関連する分配金額よりも大きい金額または少ない金額で分配を支払う裁量を有します。</p> <p>関連する分配基準日直後の営業日または受託会社が管理会社と協議の上、随時決定することができるその他の日（本書において「分配金落ち日」といいます。）以降の各営業日および／または管理会社が随時書面で指定する当該他の日（「買戻日」）に行われる受益証券の買戻しに関して受領可能な買戻価格は、関連する分配が受益者に支払われるまで、分配されるべきであったが分配されなかった金額は含みません。</p> <p>宣言された分配金額は、分配基準日に名簿に登録されている受益者に支払われ、当該分配はすべて、（通常の間捨五入方法を用いて）0.01米ドル単位に四捨五入されます。</p> <p>分配は、関連する各分配基準日の4営業日後の日および／または管理会社が随時決定する当該他の日（「分配支払日」）に支払われます。</p>

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について

<2020-01受益証券>



第3期末の1口当たり純資産価格:	91.70米ドル
第4期末の1口当たり純資産価格:	95.36米ドル (分配金額:0.10米ドル)
騰落率:	4.10%

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

(注2) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注3) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

当期期初の株式市場は、クレディ・スイスの経営破綻が響いて下落しましたが、その後に行われた救済措置をきっかけに、市場は世界的に急反発しました。米連邦準備制度理事会（F R B）をはじめとする主要中央銀行が金融引締政策を終了すると市場参加者の観測が浮上したことで、リスク選好度は夏場に回復した一方、長期金利が徐々に上昇し、米国債10年物利回りが一時、世界金融危機以降の最高水準である5パーセントに迫るなど、9月から10月にかけて世界の株式市場に大きな下げ圧力がかかりました。

しかしながら、F R Bが市場の意表を突いて、「今後も高い金利を維持する」としていた年度の見通しを完全に翻し、2024年の金利の下げ幅の予測を75ベースポイントとしたため、年度末の数か月間のリスク資産と国債は極めて堅調に推移しました。

コモディティ市場は原油の影響につられて低迷しました。金融機関を巡る混乱や、主要経済国の大幅な金融引締政策、高水準の在庫などを背景に、世界経済を巡る懸念が先行し原油価格に下げ圧力がかかりました。

年度の円相場は対米ドルで軟調で、年末時点で1米ドル=140.895円でした。

2023年12月31日に終了した年度のリターンは4.10パーセントでした。

■ 分配金について

当期（2023年1月1日～2023年12月31日）の1口当たり分配金額（税引き前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落ち日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<2020-01受益証券>

分配落ち日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率) (注1)	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 (注2)
2023年1月29日	92.67米ドル	0.10米ドル (0.11%)	-6.18米ドル

(注1) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率 (\%)} = 100 \times a / b$$

a = 当該分配落ち日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落ち日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落ち日における1口当たり分配金額

(注2) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該分配落ち日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落ち日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落ち日の直前の分配落ち日における1口当たり純資産価格

(注3) 2023年1月29日の直前の分配落ち日（2022年1月27日）における1口当たり純資産価格は98.95米ドルでした。

■ 投資環境について

2023年12月31日に終了した当期に関しては、米国の堅調な経済指標や「人工知能（A I）」銘柄の急騰に後押しされ、世界中でリスク資産が大幅に値上がりしました。利上げ基調の終了が近いとの市場の見方が優勢な中で、世界の金利は趨勢を維持しました。

■ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、受託会社および管理会社間の信託証書および2019年11月7日付追補信託証書に基づき設立されたトラストのサブ・ファンドであり、当初の取得申込金を受け2020年1月22日に運用を開始しました。

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の適用あるクラスを受益証券の当該クラスに関する満期日（当日を含みます。）に至るまで保有する受益者に対して、(a) 関連するクラス基準通貨での100パーセントの元本確保および(b) 受益証券の当該クラスに適用ある観測期間中の本インデックスのパフォーマンスに連動するリターンを債券発行会社が発行し、かつ、債券保証会社（債券発行会社および債券保証会社の両社は、管理会社の関連当事者です。）が保証する特定のシティグループ社債に対する受益証券の発行手取金の全部または実質的に全部の投資を通じて提供することです。

サブ・ファンドは、シティグループ社債に集中して投資を行うため、債券発行会社、債券保証会社および他の関連主体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

債券満期日における本債券の最終償還金額が提供する、受益証券のクラスの100パーセントの元本確保および受益証券の当該クラスに適用される本インデックスのパフォーマンスに連動するあらゆるリターンは、本債券の条件ならびに債券発行会社および債券保証会社の信用リスクの影響を受けます。本債券がサブ・ファンドにより債券満期日まで保有され、債券発行会社または債券保証会社が債務不履行に陥らず、対象となる調整または関連事由がなく、債券発行会社による繰上償還が行われない場合に限って、本債券の元本が確保されます。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

サブ・ファンドは、複数資産ポートフォリオのパフォーマンスを追求することを目指す、シティグループ社債への投資を通じて、関連するクラス基準通貨での100パーセントの元本確保および本インデックスのパフォーマンスに連動するリターンを提供することを目指すポートフォリオに今後も引き続き投資してまいります。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
受託会社の報酬	サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、発生し、四半期毎に後払いで支払われる、年間15,000米ドルの受託報酬を受領する権利を有します（すべてのクラスを含むサブ・ファンド全体に対して年間15,000米ドルです。）。	サブ・ファンドの受託業務およびこれに付随する業務への対価
管理会社の報酬	各受益証券のクラスについてサブ・ファンドの信託財産から、当該受益証券のクラスに帰属する計算金額の年率0.11パーセントの管理会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、その受益証券のクラスの払込日（当日を除きます。）から開始し、債券満期日（当日を含みます。）に終了する期間において毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。 「計算金額」とは、発行価格に対して、計算時点における受益証券のクラスの発行済受益証券口数を乗じた額をいいます。	サブ・ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務への対価
管理事務代行会社および保管会社の報酬	各受益証券のクラスについてサブ・ファンドの信託財産から、当該受益証券のクラスに帰属する計算金額の年率0.17パーセントの管理事務代行および保管に係る報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、その受益証券のクラスの払込日（当日を除きます。）から開始し、債券満期日（当日を含みます。）に終了する期間において毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。	サブ・ファンド資産の管理事務代行業務への対価
		受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録名義書換事務への対価
		サブ・ファンド資産の保管業務への対価
代行協会の報酬	各受益証券のクラスについてサブ・ファンドの信託財産から、当該受益証券のクラスに帰属する計算金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、その受益証券のクラスの払込日（当日を除きます。）から開始し、債券満期日（当日を含みます。）に終了する期間において毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。	目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売取扱会社への送付等の業務への対価
販売会社の報酬	2020-01受益証券についてサブ・ファンドの信託財産から、計算金額の年率0.50パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、2020-01受益証券の払込日（当日を除きます。）から開始し、2020-01受益証券についての債券満期日（当日を含みます。）に終了する期間において毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。	日本におけるサブ・ファンドの受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務への対価

項目	項目の概要	
インデックス 想定費用および 控除率	<p>各インデックス水準は、次に掲げるものに伴う想定取引および複製の費用を控除したものです（かかる想定取引および複製の費用の詳細については、有価証券報告書をご参照ください。）。</p> <p>(a) 本インデックスの個別の構成銘柄の比率および水準。</p> <p>(b) 潜在的には週次によるコアアセットまたはリザーブアセットに対するエクスポージャー（すなわち、シグナルの変化の結果によるコアアセットとリザーブアセットとの間のエクスポージャーの再配分に伴う想定費用）の変動。</p> <p>(c) 潜在的には日次による関連する本インデックスのリスク・オンオフ水準に対するエクスポージャーのボラティリティ目標メカニズム。</p> <p>(d) 先物である本インデックスの構成銘柄の入れ替え。</p> <p>(e) コアアセットおよびリザーブアセットにおける固定比率への構成銘柄の月次再設定。</p> <p>実務上可能である場合は常に、想定取引および複製の費用の予定される変更が効力を生ずる前に、受益者は、事前の書面による通知を受けます。</p>	
控除率	年率1.0%	
その他の費用・ 手数料（当期）	0.50%	弁護士報酬、印刷・発行費用、専門家報酬、保護預り手数料、取引費用

(注) 各報酬については、有価証券報告書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用・手数料（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産価額で除した値の百分率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

II. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第4会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

<2020-01受益証券>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2020年12月末日)	26,076,969.81	4,091,477	102.67	16,109
第2会計年度末 (2021年12月末日)	19,906,212.96	3,123,285	100.58	15,781
第3会計年度末 (2022年12月末日)	11,938,394.41	1,873,134	91.70	14,388
第4会計年度末 (2023年12月末日)	9,874,391.02	1,549,292	95.36	14,962
2023年1月末日	11,743,142.37	1,842,499	92.67	14,540
2月末日	11,562,120.70	1,814,097	92.23	14,471
3月末日	11,425,480.98	1,792,658	92.54	14,520
4月末日	11,333,934.48	1,778,294	93.20	14,623
5月末日	11,293,794.58	1,771,996	92.88	14,573
6月末日	11,106,677.34	1,742,638	92.85	14,568
7月末日	10,647,880.93	1,670,653	93.20	14,623
8月末日	10,378,505.29	1,628,387	93.56	14,680
9月末日	10,085,551.38	1,582,423	93.34	14,645
10月末日	9,944,390.01	1,560,275	93.68	14,698
11月末日	9,955,791.68	1,562,064	94.57	14,838
12月末日	9,874,391.02	1,549,292	95.36	14,962

(2) 分配の推移

<2020-01受益証券>

計算期間	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度	該当なし	
第2会計年度	0.10	16
第3会計年度	0.10	16
第4会計年度	0.10	16

(注) 2024年1月25日を基準日(分配落日は2024年1月29日)として、2020-01受益証券1口当たり0.10米ドルの分配金が、2024年2月1日に支払われています。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記の各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

<2020-01受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	279,512.000 (279,512.000)	25,530.000 (25,530.000)	253,982.000 (253,982.000)
第2会計年度	0.000 (0.000)	56,077.000 (56,077.000)	197,905.000 (197,905.000)
第3会計年度	0.000 (0.000)	67,712.000 (67,712.000)	130,193.000 (130,193.000)
第4会計年度	0.000 (0.000)	26,640.000 (26,640.000)	103,553.000 (103,553.000)

(注) 括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

Ⅲ. ファンドの経理状況

財務諸表

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2024年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝156.90円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d. ファンドの年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、ファンドの受託会社および管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。翻訳された年次財務書類および監査報告書には、ケーピーエムジーのブランドは含まれず、ケーピーエムジーの署名も含まれない。

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

監査意見

我々は、レッド・アーキ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストのサブ・ファンドである米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型（グローバル・マルチアセット戦略）ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の2023年12月31日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、同日に終了した年度の損益および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針その他の説明情報で構成される注記で構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される一般に認められた会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2023年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連する倫理上の要件とともに、（国際独立基準を含む）国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってサブ・ファンドから独立した立場にあり、我々はこれらの要件およびIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

経営陣は、5ページから7ページ（訳注：原文のページ）の一般情報、14ページ（訳注：原文のページ）の統計情報ならびに15ページ（訳注：原文のページ）の投資有価証券の国別および業種別分類で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、その他の情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および適正な表示ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がサブ・ファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、サブ・ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ることおよび監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により生じることがあり、虚偽表示は、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、ならびに我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は、共謀、偽造、意図的な不作為、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

—経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。

—開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について評価し、ならびに財務書類が適正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジーエルエルピー

2024年6月11日



KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of USD Denominated Citigroup Note, Return Referring The High Watermark of Global Multi Asset Strategy Fund (the "Series Trust"), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, which comprise the statement of net assets including the schedule of investments as at December 31, 2023, the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at December 31, 2023, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles applicable to investment funds in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the General information on pages 5 to 7, Statistical information on page 14, and Classification of investments by country and by economic sector on page 15, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

As of 1 October 2023, KPMG, which was constituted as a general partnership under the laws of the Cayman Islands, converted to a limited liability partnership registered in the Cayman Islands as KPMG LLP.

KPMG LLP, a Cayman Islands limited liability partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document classification: KPMG Confidential



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles applicable to investment funds in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements (continued)

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

June 11, 2024

(1) 貸借対照表

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー

米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型（グローバル・マルチアセット戦略）ファンド

純資産計算書

2023年12月31日現在

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券－取得原価		10,132,661.05	1,589,815
投資有価証券－時価	2.2	9,842,712.65	1,544,322
銀行預金		53,111.99	8,333
その他の未収金		26,238.17	4,117
資産合計		9,922,062.81	1,556,772
負債			
未払専門家報酬		15,030.43	2,358
未払印刷・発行費用		10,633.77	1,668
未払弁護士報酬		11,232.79	1,762
未払販売会社報酬	8	4,129.30	648
未払受託報酬	3	3,750.00	588
未払管理会社報酬	6	908.60	143
未払管理事務代行会社報酬	4	908.60	143
未払設立費用		500.00	78
未払保管会社報酬	5	495.00	78
未払代行協会員報酬	7	83.30	13
負債合計		47,671.79	7,480
純資産合計		9,874,391.02	1,549,292
発行済受益証券口数		103,553.000 口	
受益証券1口当たり純資産価格		95.36	14,962 円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(2) 損益計算書

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー

米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型（グローバル・マルチアセット戦略）ファンド

損益および純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した事業年度

	注	米ドル	千円
収益			
投資有価証券に係る受取利息	2.4	104,209.05	16,350
銀行利息		445.12	70
その他の収入		16,328.00	2,562
収益合計		<u>120,982.17</u>	<u>18,982</u>
費用			
販売会社報酬	8	58,190.64	9,130
弁護士報酬		17,374.00	2,726
印刷・発行費用		15,503.00	2,432
専門家報酬		15,304.00	2,401
受託会社報酬	3	15,000.00	2,354
管理事務代行会社報酬	4	12,800.85	2,008
管理会社報酬	6	12,800.85	2,008
保管会社報酬	5	6,977.42	1,095
代行協会員報酬	7	1,161.89	182
保護預り手数料		868.19	136
取引費用		168.15	26
費用合計		<u>156,148.99</u>	<u>24,500</u>
投資純損失		<u>(35,166.82)</u>	<u>(5,518)</u>
実現純損益			
為替に係る損失	2.3	(990.94)	(155)
投資有価証券に係る損失	2.2	(136,780.91)	(21,461)
当期投資純損失および当期実現純損失合計		<u>(172,938.67)</u>	<u>(27,134)</u>
未実現純損益			
投資有価証券に係る評価益	2.2	604,477.51	94,843
運用による純資産の純増加額		<u>431,538.84</u>	<u>67,708</u>
資本の変動：			
受益証券の買戻し		(2,482,870.73)	(389,562)
資本の純変動額		<u>(2,482,870.73)</u>	<u>(389,562)</u>
分配金	12	(12,671.50)	(1,988)
純資産、期首		<u>11,938,394.41</u>	<u>1,873,134</u>
純資産、期末		<u>9,874,391.02</u>	<u>1,549,292</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー
米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型（グローバル・マルチアセット戦略）ファンド
統計情報

発行済受益証券口数、期末：

2021年12月31日	197,905.000	口
2022年12月31日	130,193.000	口
買戻受益証券口数	(26,640.000)	口
2023年12月31日	103,553.000	口

純資産価額、期末：

	米ドル	千円
2021年12月31日	19,906,212.96	3,123,285
2022年12月31日	11,938,394.41	1,873,134
2023年12月31日	9,874,391.02	1,549,292

受益証券1口当たり純資産価格、期末：

	米ドル	円
2021年12月31日	100.58	15,781
2022年12月31日	91.70	14,388
2023年12月31日	95.36	14,962

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー
米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型（グローバル・マルチアセット戦略）ファンド
財務書類に対する注記
2023年12月31日現在

注1. 活動

米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型（グローバル・マルチアセット戦略）ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、受託会社および管理会社の間で信託証書および2019年11月7日に締結された追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドである。サブ・ファンドは、当初の取得申込金を受け2020年1月22日に運用を開始した。

投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の適用あるクラスを受益証券の当該クラスに関する満期日（当日を含む。）に至るまで保有する受益者に対して、

- (a) 関連するクラス基準通貨での100パーセントの元本確保および
- (b) 受益証券の当該クラスに適用ある観測期間中の本インデックスのパフォーマンスに連動するリターンをシティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インク（以下「債券発行会社」という。）が発行し、かつ、シティグループ・インク（以下「債券保証会社」という。）（債券発行会社および債券保証会社の両社は、管理会社の関連当事者である。）が保証する特定の元本確保型債券（以下「本債券」または「シティグループ社債」という。）に対する受益証券の発行手取金の全部または実質的に全部の投資を通じて提供することである。債券計算代理人は、シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドであり、管理会社の関連当事者である。

サブ・ファンドは、シティグループ社債に集中して投資を行うため、当該債券の発行体、債券保証者および他の関連主体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがある。

受益証券のあるクラスに係る100パーセントの元本確保および受益証券の当該クラスに対して適用ある本インデックスのパフォーマンスに連動するリターンは、債券満期日の本債券の最終償還金額によって提供されるため、本債券の条件ならびに債券発行会社および債券保証会社の信用リスクの対象となる。本債券がサブ・ファンドによってその債券満期日まで保有された場合ならびに債券発行会社または債券保証会社の債務不履行が一切存在せず、および対象となる調整事由または関連事由が一切存在せず、および債券発行会社による早期償還が一切存在しない場合のみ、本債券による元本確保が利用できる。

注2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資ファンドに対して適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して継続企業の前提により作成されている。

2.2 投資有価証券の評価

管理事務代行会社は、払込日および各評価日に、米ドル（以下「機能通貨」という。）建てで受益証券1口当たり純資産価格を算定し、これを公表する。

受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額を発行済受益証券の口数で除すことにより算定される。受益証券1口当たり純資産価格は、（0.005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い）小数第2位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで端数処理される。

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

- (a) 下記(b)および(c)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場付けされ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理事務代行会社により、当該計算が行われる日、または評価日が当該投資対象の主要な取引所の営業日でない場合は、評価日に先立つ当該取引所の直近の営業日の当該取引所の営業終了時点における、当該取引所におけるその現地の規則および慣行に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われる。特定の投資対象について証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の価額は、当該投資対象のマーケット・メイクを行う者、会社または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が受託会社と協議の上指定する特定のマーケット・メーカー）により相場付された当該投資対象の最新の入手可能な価格を参照して計算される。ただし、常に、管理会社が受託会社と協議の上その裁量において、他の取引所における価格またはブルームバーグもしくはインタラクティブ・データ・コーポレイションを含む独立したデータ提供事業者により提供された価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供するものと判断した場合、管理会社は、当該価格の採用を指示することができる。
- (b) 上記(a)の規定に従い最終取引価格、公式終値およびその他の価格相場を入手することができない場合には、関連する投資対象の価額は、管理会社が（受託会社と協議の上）決定する方法で随時算定される。
- (c) 上記(a)または(b)に従い投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、機械化および／または電子化された価格配信システムにより提供された価格データおよび／または情報を利用し、それらに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(a)または(b)の目的上、最終取引価格、公式終値または最新の入手可能な価格とみなされる。
- (d) 短期金融市場の投資対象および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- (e) 機能通貨以外の通貨建ての投資対象の価額（有価証券の価額であるか現金の価額であるかを問わない。）は管理事務代行会社が、関連するプレミアムまたはディスカウントおよび外国為替取引費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート（公式のものであるかその他のものであるかにかかわらず。）で機能通貨に換算されるものとする。
- (f) 店頭デリバティブ取引／商品は、予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づき評価される。当該店頭デリバティブ取引／商品の計算代理人が取引相手方も務める場合、当該兼任に起因して生じる利益相反を回避するため、管理会社またはその受任者は、純資産価額の算定と同じかそれ以上の頻度で、当該評価に関する許容度チェックを実施する義務を負う。
- (g) 上記にかかわらず、管理会社は（受託会社と協議の上）、他の評価方法の方が関連する投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、他の評価方法の利用を許可することができる。

2.3 外貨換算

サブ・ファンด์財務書類は米ドルで表示されている。

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、報告対象年度末時点の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建取引は取引の日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

外貨換算に係る未実現損益および実現損益は、報告対象年度の実績を算定する際に損益および純資産変動計算書において認識されている。

時価で評価したポートフォリオの評価から生じる未実現為替損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。投資有価証券の売却から生じる実現為替損益は、投資有価証券に係る実現損

益に含まれる。その他の純為替損益は、損益および純資産変動計算書の為替に係る実現損益に含まれる。

2.4 受取利息

受取利息は、毎日発生する。

注3. 受託会社の報酬

サブ・ファンドの関連当事者である受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、年間15,000米ドルの受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、四半期毎に後払いで支払われる。

注4. 管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産から、「計算金額」の年率0.11パーセントの管理事務代行報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。計算金額とは、発行価格である100.00米ドルに計算時点における発行済み受益証券の口数を乗じた額のことである。

注5. 保管会社の報酬

保管会社は、サブ・ファンドの信託財産から、「計算金額」の年率0.06パーセントの保管報酬を受領する権利を有する。

注6. 管理会社の報酬

サブ・ファンドの関連当事者である管理会社は、サブ・ファンドの信託財産から、計算金額の年率0.11パーセントの管理会社報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

注7. 代行協会の報酬

管理会社の関連当事者である代行協会員は、サブ・ファンドの信託財産から、計算金額の年率0.01パーセントを上限とする代行協会員報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

注8. 販売会社の報酬

管理会社の関連当事者である販売会社は、サブ・ファンドの信託財産から、計算金額の年率0.50パーセントを上限とする販売会社報酬（受益証券の当該クラスに係る関連するクラス追補書類に定めるところによる。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

注9. 税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において収益または利益に課される税金はなく、またファンドは、ケイマン諸島の総督からファンドの設立日である2008年10月21日からの50年間、現地の法人税、利益税および資本税がすべて免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類上に計上されていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課され

ることがある。

注10. 保証および表明

サブ・ファンドは、何らの保証または表明も有していない。

注11. 当期中の重要な事象

ロシア・ウクライナ紛争およびパレスチナ・イスラエル紛争は、2023年の世界的なマクロ経済環境に悪影響を及ぼした。管理会社はリスクを検討し、これらの紛争がサブ・ファンドの投資ポートフォリオおよびその継続事業に直接的な影響を及ぼすことはない結論づけた。

注12. 分配金

2023年12月31日に終了した事業年度において、サブ・ファンドが支払った分配金は、以下の通りである。

受益証券1口当たり 分配金額	基準日	分配落日	支払日
0.10米ドル	2023年1月27日	2023年1月30日	2023年2月2日

サブ・ファンドの現在の分配方針は、受益証券のあるクラスに関して、および分配期間に関して、当該クラスに適用ある本債券に関して当該分配期間中に受領するすべての年次利息（もしあれば）を支払うことである。管理会社は、関連する分配金額よりも高額または少額で分配を支払う裁量を有する。

注13. 後発事象

当会計年度終了後にサブ・ファンドが支払った分配金は、以下の通りである。

受益証券1口当たり 分配金額	基準日	分配落日	支払日
0.10米ドル	2024年1月25日	2024年1月29日	2024年2月1日

本財務書類の作成にあたり、サブ・ファンドは、財務書類が公表可能となった監査報告書の日までの本財務書類に調整および／または開示が必要なその他の重要な後発事象はなかったと結論づけた。

(3) 投資有価証券明細表等

レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー
米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型（グローバル・マルチアセット戦略）ファンド
投資有価証券明細表
2023年12月31日現在

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
債券			米ドル	米ドル	%
10,355,300	CGMHI 5-YEAR USD NOTE 22JAN25	米ドル	10,132,661.05	9,842,712.65	99.68
債券合計			10,132,661.05	9,842,712.65	99.68
投資有価証券合計			10,132,661.05	9,842,712.65	99.68

(*) 百分率で表示された純資産合計に対する時価の比率。

投資有価証券の国別および業種別分類

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 (%) *
アメリカ合衆国	他に分類されないその他の金融サービス活動 (保険および年金を除く)	99.68
投資有価証券合計		99.68

(*) 百分率で表示された純資産合計に対する時価の比率。

IV. お知らせ

第3期末（2022年12月末日）におけるサブ・ファンドの騰落率の記載に間違いがございましたので、以下のとおりご修正いたします。

第3期末（2022年12月末日） 騰落率	
訂正前	訂正後
-8.73%	-8.74%